

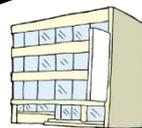


振り込め詐欺等の 被害にあわれた方へ

**振り込んでしまったお金が
返ってくる可能性があります！**



被害にあってしまったら…
(被害が疑われる場合も)



警察・振り込んだ先の金融機関へ連絡してください！

支払いを受けるためには、

振り込んだ先の金融機関へ支払申請が必要です。

振り込め詐欺救済法[※]に基づき、

振り込んでしまったお金が返ってくる可能性があります！



★詳しい内容、手続き等については…

・警察

・振り込んだ先の金融機関

に、お気軽にご相談ください！

※振り込んだ口座の残高や他に同じ被害にあった方の被害額に応じて、被害額の全部または一部（被害回復分配金）の支払いを行うことにより、被害の回復を図ること等を目的とした法律です。（平成 20 年 6 月施行）

預金保険機構をかたった詐欺に注意！！

手続きなどの情報は、預金保険機構がホームページに掲載していますが、最近、預金保険機構の職員や委託を受けた会社等をかたった被害金返金名目の詐欺が確認されていますので、注意してください。

預金保険機構が被害にあわれた方に対して直接電話をしたり、郵便物を送付したりすることはありません。